

見積参加者選考調書（特定随意契約用）

調 達 件 名	中央区民センター図書室什器等設置及びレイアウト調整業務
発 注 課	教育委員会中央図書館利用サービス課
選 定 事 業 者	大丸株式会社
随意契約の理由（相手方を特定した理由を含む。）	
<p>本業務は、中央区複合庁舎に納品予定の書架等の什器について、転倒防止等の措置を施したうえで設置し、図書室内レイアウトを調整する業務である。</p> <p>什器の設置においては、転倒防止のため納品後直ちに固定作業を行う必要がある。</p> <p>また、納品と設置の事業者が異なる場合は、有事の際の瑕疵責任が不明確になるなど納品と設置については密接不可分の関係にある。</p> <p>以上のことから、本業務については什器納品業者である大丸株式会社以外に本業務を履行できる事業者がないことから、地方自治法第167条の2第1項第2号を適用し、大丸株式会社と特定随意契約を締結する必要がある。</p>	
根拠法令	地方自治法施行令第167条の2第1項第2号